

農業外国人材向け宮崎授業の教材作成業務委託仕様書

1 委託業務名

農業外国人材向け宮崎授業の教材作成業務

2 委託業務の目的

本県の農業分野における外国人材に対して、入国前に宮崎の農業等を教育するための教材を作成する。

3 委託期間

契約の締結日から令和6年12月16日まで

4 委託業務の内容

以下の内容を盛り込み、委託者と受託者の協議との上作成する。
掲載内容に係るデータ等については、県から提供するものとする。

(1) コンセプト

入国前の日本語教育期間中に教材を使用するため、以下の内容を考慮する。

①難しい漢字や表現を使用せず、外国人材に理解しやすい内容とする。

②写真やイラスト、図表を使用して見やすい内容とする。

(2) 掲載内容

①宮崎県の農業

ア 宮崎の農業の歴史

イ 主な農畜産物の紹介

ウ 農畜産物生産の流れ

②農業の基礎知識

ア 土壌肥料

イ 病虫害防除

ウ 家畜防疫

エ 流通及び加工

オ 農機具の紹介

カ 専門用語の解説

(3) 業務内容

制作に関する企画、原稿校正、デザイン、レイアウト等の制作業務全般

5 成果品

(1) 教材

①仕上がり

電子データとし、印刷時にA4サイズになるように作成する。その他、見やすい規格・構成があればこの限りではない。

また、印刷して冊子としても活用できる様式であること。

②色

フルカラー

(2) 著作権

本業務の成果品の著作権は、全て県に帰属する。

6 委託業務に係る支払方法及び経費について

- (1) 委託料は、実績確定後精算払により支払う。
- (2) 次に掲げる経費は、支出対象外経費とする。
 - ・ 5万円以上の機械・器具等の備品購入費
 - ・ 取材、打合せ時の食糧費
 - ・ 租税公課（消費税及び地方交付税は除く）

7 提出物

委託業務完了後、速やかに次に掲げる書類を作成し、県の検査を受けるものとする。

- (1) 業務完了報告書（作成資料の内容等の実績を記載すること） 1部
- (2) 作成データの電子ファイル（PDF、パワーポイント）

8 その他の留意点

- (1) 受託者は業務を実施するに当たり、委託者と十分な調整を行う。
- (2) 内容の追加や変更が生じた場合は委託者と受託者が協議の上、仕様書等の内容を変更することができる。
- (3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。